

福島県教職員ストレスチェック事業業務委託

入札説明書

福島県教育委員会

令和8年3月

この入札説明書は、令和8年度福島県教職員ストレスチェック事業業務委託（以下「業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県教育委員会が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県教育委員会教育長

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 令和8年度福島県教職員ストレスチェック事業業務委託
- イ 一式

(2) 業務の仕様等 別添業務委託仕様書のとおり。

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 納入場所 福島県教育庁福利課 他

（福島県福島市杉妻町2番16号）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立をしている者若しくは申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

(5) 以下、ア、イのいずれかを満たしていること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者。又は、「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者。

イ ア以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画・実施内容等を示すことができること）している者。

(6) 本公告に示した仕様と類似の業務について過去5年間のうちに履行実績がありかつ確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は徴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 会社概要(任意様式) *会社案内、パンフレット、役員一覧等

ウ 業務経歴書(様式2)

エ 共同実施者及び実施事務従事者経歴書(任意様式)

共同実施者が歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師の場合は、厚生労働大臣が定める研修を修了したことを証明する書類の写し等

オ 認証等取得証明書類の写し等

カ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(様式10)

キ 資格確認通知書返信用封筒(110円切手を貼った長3号封筒とし、表に様式11資格確認通知書返信用を利用するなど(郵便番号、住所、氏名(法人にあつては商号又は名称)等)宛先を記載した封筒を添付するものとする。

(2) 前項の書類は、令和8年3月30日(月)(持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分)までに提出すること。郵送の場合、同じく、必着とし、様式12を利用または福利課長宛の親展文書で提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。郵送の場合、余裕を持って郵便局へ差出すること。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)により、令和8年4月3日(金)以降、入札者に対して通知する。

5 入札に関する書類の提出場所

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8688

住所 福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎4階)

福島県教育庁福利課

電話 024-521-7804

FAX 024-521-2852

電子メール k.fukurikafukushi@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和8年3月19日（木）から令和8年3月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分）郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、180円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、5（1）に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県のホームページからダウンロードして入手することができる。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、次に示す送付先へ提出日時までに提出すること。

日時 令和8年4月16日（木） 必着

場所 郵便番号 960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎5階 福島県教育庁財務課 宛

- (2) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により行うこと。持参も可とする。（参考様式参照）また、一度提出された入札書等の書換え又は撤回は認めない。

- (3) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 「令和8年度福島県教職員ストレスチェック事業業務委託」

ウ 開札日 令和8年4月17日（金）

- (4) 外封筒には、入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）の写し及び入札保証金を納付の領収書を入れ、表に上記（3）の必要事項、担当者及び担当者の連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

- (5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、落札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）（単価を供給区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払保証をしたものに限る。）で

納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号（別記）に規定する有価証券の提出をもって代えることができる。

- (3) 財務規則第249条第1項第1号及び第2号（別記）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、4（2）に掲げる期日までに、以下の書類を5（1）に掲げる場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りではない。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

イ 業務実績証明書（様式6）

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条（別記）による。

8 開札等

- (1) 開札は、次の日時及び場所で行う。

日 時 令和8年4月17日（金）午前9時

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県庁西庁舎4階 福島県教育庁教育総務課分室1

- (2) 開札に先立ち、開札者は上記6及び7で指定する書類を確認する。
(3) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、日を改めて再度入札に付することができるものとする。
(5) 再度の入札は、2回までとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
(2) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者の入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 鉛筆書きによる入札
- (6) 日時、記名、押印を欠く入札 (押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む)
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札書(様式4)の入札書金額(税抜)と内訳金額の合計額(税抜)が一致しない入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (12) その他、県において特に指定した事項に違反した入札

1 3 落札業者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

1 4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、項目ごとの契約金額の合計額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払い保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号(別記)に規定する有価証券の提出をもって代えることができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条(別記)による。

1 5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に異議がなければ記名押印し、落札決定の日から10日以内に（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日までとする。）契約書の取り交わしを行うものとする。
- (2) 契約の確定時期は地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が15（1）に規定する期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1 6 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

1 7 その他

- (1) 入札者は仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様等に関する質問書（様式8）により、説明を求めることができる。質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式9）により回答するほか、福島県ホームページに掲載する。

受付期間 令和8年3月19日（木）から令和8年3月26日（木）まで

受付方法 持参、郵送、電子メール又はFAX

受付場所 5（1）に掲げる場所

回答予定日 令和8年3月27日（金）

- (2) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としなない。
- (3) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

1 8 当該契約に関する事務を担当する課

郵便番号 960-8688

住所 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎4階）

福島県教育庁福利課

電話 024-521-7804

FAX 024-521-2852

電子メール k.fukurikafukushi@pref.fukushima.lg.jp

別記

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）抜粋 最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第 169 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 特別の法律により法人の発行する債券 | 時価の 10 分の 8 |
| (5) 知事が確実であると認める社債券 | 時価の 10 分の 8 |

2 記名証券を保証金その他の担保にあてる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。

3 登録社債等を保証金その他の担保にあてる場合においては、社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）により登録をさせ、登録済証を徴さなければならない。

（契約保証金の納付）

第 228 条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めず供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。）にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の 100 分の 5 以上の額（工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造の請負契約にあつては請負代金の額の 100 分の 10 以上の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあつては予定価格の 100 分の 10 以上の額であつて契約権者が定める額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

2～4（略）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) (略)

(4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)~(18) (略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

(入札保証金の額)

第248条 契約権者(当該入札について第4条第2項及び第3項の表3の項の規定により同項に規定する事務の委任がなされている場合にあっては、当該事務の委任を受けている者。次条、第250条において準用する第230条第1項、第251条第1項及び第3項、第253条第2項、第265条並びに第274条の7第3項において同じ。)は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額))の100分の3以上の額(不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額であつて契約権者が定める額)の入札保証金を現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めさせ、又はその納付に代えて第169条第1項各号に規定する有価証券(不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該有価証券又は当該入札に関して契約権者の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しようとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足りる資力を有する旨の保証証書)を担保として提出させなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証

金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)~(4) (略)

2 (略)

(入札保証金の納付等)

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。